

## 概要報告書

2017 年度

事業種別	広域安全事業
団体名	認定NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ
事業名	DV被害女性と子どもの支援及びDVシェルター運営事業
<p>当団体の2017年度 DV電話相談452件 面接相談146件 同行支援121件。シェルター利用は15組、女性15人 子ども6人、滞在日数373日。</p> <p>保護依頼は、兵庫県及び県内の市町のDV担当課からだけでなく、宮崎、長崎、島根等の広域からあり、安心と安全を提供し、当事者に寄り添った支援を心がけている。2017年1月末の県の統計によれば、兵庫県女性家庭センターのDV相談件数は402件で、保護件数は113件。これは前年度の8割となっている。保護日数は平均16日。県内15の市町村に配偶者暴力相談センターが設置されたことから、兵庫県全体の相談件数は年々増加しているが、緊急一時保護機能を持つ公的機関は県内に1か所のみであり、その保護件数がここ数年減少傾向にある。それは何故だろう。①DVセンターへの同行支援を通して気づいたことは、DV相談員が心理的支援は行っているが、DV離脱に向けての社会資源や生活保護についての情報提供等、具体的な問題解決、ケースワーク的支援が不十分な現状である。②DV相談が福祉課にあったときは、福祉、特に生活保護課との連携が取りやすかったが、DVセンターが設置され、福祉部署から離れた場所に秘匿されることで、連携が困難になった。相談は増えるが、保護に繋がりにくくなっている。③若い女性たちが、外部との連絡ができない、携帯電話を預かる等、ルールの厳しい保護施設に入ることを嫌がる、等の理由が考えられる。「トンネルの中にいる人は、灯りが見えなければ動くことができない」とはDV被害者支援への先駆的取組を始めた元鳥取県知事の片山さんの言葉である。出ていく家がない、私の収入で子どもに食べさせていけるだろうか等、DV離脱への不安は尽きない。</p> <p>しかし、DVは児童虐待であり、脳の発達にも影響を与えるという報告もある。当団体は「あなたと子どものために、一步踏み出す勇気をもちませんか？」と呼びかける一方、行政に対してもDV被害者へのより良い支援に向けて県内ルールの策定等の要望書を提出している。公的財政支援はまだ不十分であり、貴財団の活動助成を心から感謝している。各地から支援を求めてこられる女性や子どもに寄り添い、安心と安全を提供し、自由で健やかな人生を応援していきたい。</p>	

注)上記の報告書は、助成対象団体が作成した報告書です。(公財)日工組社会安全研究財団では、記載された事業の内容等に関するお問合せには対応できませんのでご了承ください。